

平成26年2月3日

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

### 第1回第五種優先株式の取得および消却について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（取締役社長 <sup>ひらの のぶゆき</sup>平野 信行）は、本日開催の取締役会において、当社発行の第1回第五種優先株式の全部につき、下記のとおり、当社定款第18条第1項および当該優先株式発行要項第14項の規定に基づく取得、ならびに当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議しました。

#### 1. 取得の内容

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 取得する株式の種類  | 第1回第五種優先株式       |
| (2) 取得する株式の総数  | 156,000,000株     |
| (3) 株式の取得価額    | 1株につき2,500円      |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 390,000,000,000円 |
| (5) 取得日        | 平成26年4月1日        |

#### 2. 消却の内容

- |   |  |
|---|--|
| (1) 消却する株式の種類                                     | 第1回第五種優先株式                                 |
| (2) 消却する株式の総数                                     | 156,000,000株<br>(上記1.により取得する第1回第五種優先株式の全部) |
| (3) 効力発生日   | 平成26年4月1日                                  |
| (4) 消却については上記1.により第1回第五種優先株式の全部を当社が取得することを条件とします。 |  |

以 上